

令和元年 7 月 5 日

平成 30 年地域型住宅グリーン化事業【高度省エネ型】

令和元年 9 月 30 日までに実績完了報告ができない住宅について

未完了報告が行われた住宅・建築物が大雨や積雪等の自然災害の影響等により工事完了が遅れ、令和元年 9 月 30 日(月)までに完了実績報告書を提出できない場合は、住宅ごとに「延長申出書」(※)をご提出ください。

売買契約による住宅で上記と同じ理由で 9 月 30 日(月)までに完了実績報告書を提出できない場合は、令和元年 9 月 30 日(月)の時点で買主が決定している住宅に限り、期限の再延長を認めます。こちらも「延長申出書」(※)をご提出ください。

9 月 30 日を過ぎて延長申出書の提出がなく、完了実績報告書の提出もされない住宅は事業中止となります。

報告が間に合わない住宅は、9 月 30 日(月)までに必ず延長申出書を実施支援室にご提出ください。

なお、延長が認められた住宅でも最終報告締め切り日は令和元年 12 月 2 日(月)です。最終締め切り日を過ぎて提出された場合は、受付できませんのでご注意ください。

「延長申出書」(※) 押印原本を下記の実施支援室まで郵送してください。

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 2-21 東ビル 6 階

(一社) 環境共生住宅推進協議会 高度省エネ型実施支援室 宛

「平成 30 年度延長申出書」 在中

長寿命型とは支援室が異なりますのでご注意ください。